

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT TFG ニュースレター 2015. 4 No. 284

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 一人に一つマイナンバー
- II. 国民年金基金の活用について
- III. ふるさと納税について
- § 共栄会例会のご案内について

[今月のトピックス]

- ・経営指標解説コーナー
- ・経済産業省情報コーナー
- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 一人に一つマイナンバー

——知っておきたい基本事項——

今年の10月からマイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます。法人には、法人番号が通知されます。

■ マイナンバーとは

国民一人一人が持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバーは、複数の機関に存在する個人情報を同一の情報であるという事実の確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

■ 3つのメリット

1.面倒な手続きが簡単に

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

2.手続きが正確で早くなる

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。

3.給付金などの不正受給の防止

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

■ マイナンバーの利用方法

例えば、次のような場面で使います。

- ・毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。
- ・厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- ・源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。会社は、従業員や扶養家族のマイナンバー及び提出者のマイナンバー又は法人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市町村に提出します。
- ・法定調書等に記載するため、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提出します。証券会社や保険会社は、顧客のマイナンバー及び提出者のマイナンバー又は法人番号を法定調書に記載して税務署に提出します。

※国民の皆さんは法令で定められた手続のために、行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります。

■ 今後のスケジュール

平成27年10月より市町村から住民票の住所にマイナンバーの通知が送られます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移して下さい。マイナンバーの通知後に市町村に申請をするとマイナンバーカードが公布されます。このカードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報には記録されません。e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。図書館利用や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービスにも利用できます。既にお持ちの住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。なお、平成29年1月頃よりマイ・ポータル（自宅のパソコンから情報を取得できる個人サイト）が開始予定です。これにより、「自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか」の確認、行政機関などが持っている自分の個人情報の内容の確認に加え、行政機関などから一人一人に合った行政サービスのお知らせを受け取れます。



経営指標解説コーナー

■ EVA(経済的付加価値)とは

EVAは、Economic Value Addedの略で、「経済的付加価値」のことです。米国のコンサルタント会社が開発したもので、税引き後利益から株主資本コストを差し引いたものです。このEVAは登録商標となっています。従来のROA(総資本利益率)やROE(株主資本利益率)の指標は、利益とそれを生み出すために使用した経営資産(資本)を比較したのですが、これらには株主が期待する収益率がコストに含まれていません。その欠陥を補うために、株主とキャッシュフローを重視したEVAが企業の価値創造を表す経営指標として開発されました。

Ⅱ . 国民年金基金の活用について

—意外に知られていない長期安定的な節税策でもあります!—

■ 概要

自営業者(国民年金の第1号被保険者)が、老後の年金を上積する目的で加入します。一生もらえる終身年金がメインですが、支給年数が限定された確定年金と併用できます。サラリーマンの年金は2階建ですが、自営業者は1階建です。公的年金の設計時に、自営業者の老後は後継者と同居するから生活には困らないだろう、という想定があったためです。ところが現状、老後の備えとして国民年金だけでは必ず相当額の不足が生じます。その対策として平成3年に、自営業者が自分の年金を2階建にするために任意加入する社会保険として、国民年金基金が設立されました。掛金を支払う際は社会保険料控除の対象となり、税額が軽減されます。また、年金を受け取る際は、公的年金等として税制上優遇されています。

■ 税制上の優遇措置

1. 支払った掛金は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。軽減される所得税・住民税については、下記の算式により計算します。

$$\text{基金掛金月額} \times 12 \text{ヶ月} \times \text{合計負担税率} = \text{節税額}$$

2. 受け取る年金には、公的年金控除が適用されます。65歳以上の方が330万円未満の公的年金を受け取る場合には、120万円の控除があります。

■ 節税額の計算例

例えば40歳の男性が終身年金型の国民年金基金に加入し、60歳までの20年間、月額24,810円の掛金を支払った場合は、65歳から月額30,000円を終身受け取ることができます。毎年、課税所得金額が400万円と仮定した場合の節税額は下記のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{40歳から60歳までの期間} \quad & 24,810 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} \times 30.42\% = 90,566 \text{円(年間)} \\ & 90,566 \text{円} \times 20 \text{年} = 1,811,320 \text{円(20年間の合計額)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{65歳以降} \quad & \text{約} 80 \text{万円(国民年金の受給額)} + 36 \text{万円(国民年金基金の受給額)} = 116 \text{万円} \\ & 120 \text{万円の公的年金控除があるため課税されません。} \end{aligned}$$

■ 特徴

1. 地域型(職種不問で都道府県に1つ)と職能型(同業者が対象で全国に1つ)があります。どちらか1つしか加入できません。
2. 付加保険料と選択です。付加保険料とは、国民年金基金と同様、自営業者(国民年金の第1号加入者)が老後の年金上積を目的に加入する社会保険です。掛金は1か月400円に決まっており、支払う掛金も将来受け取る給付額も低額ですが、ほぼ確実に元が取れる手軽な社会保険です。
3. 小規模企業共済とは併用できます。
4. いったん加入したら、原則自由に脱退できません。また、地域型加入者が他県へ引っ越したなど一定の

事由に該当したとき、資格を喪失します。脱退時に解約返戻金は支払われず、老後に年金として支払われます。

5. 国民年金の上積なので、国民年金基金に加入したのちは、国民年金を支払わず国民年金基金のみ支払うということはできません。

6. 原則、終身年金です。

■ 加入できる人・加入方法・掛金・資格喪失

加入できる人は、自営業者(国民年金の第1号被保険者)です。一部の金融機関でも加入できます掛金には上限があり、原則として月額 68,000 円までです。掛金月額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まります。法人成りにより自営業者ではなくなった場合や他県に引っ越したり(地域型)、転職した(職能型)ことにより加入資格を喪失したときは、基金に支払った掛金は途中で引き出すことはできませんが、基金または連合会から、将来年金として支給されます。

■ 最後に

国民年金基金の HP でシミュレーションできる年金受給額を将来本当にもらえるか、という今後の運用次第ということになります。より多くもらえるかもしれませんが、より少なくなるかもしれません。あらゆる将来設計にはリスクが付き物ですが、リスク分散の一つとして国民年金基金も考慮されてはいかがでしょうか。

Ⅲ . ふ る さ と 納 税 に つ い て

— 本来の意味を考えましょう —

昨今、ふるさと納税が注目されており、雑誌、新聞、テレビでも、特集が多くされております。しかし、注目されているのは、ふるさと納税をすることによってもらえる返礼品の様です。返礼品にも、意義があり、それを否定はしませんが、一步、距離を置き、ふるさと納税の本来の趣旨を考えたいと思います。

■ ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、納税者が日本全国任意の地方公共団体へ行うことができる寄付制度のことで、ふるさと納税をした者は、そのふるさと納税をした金額のうち一定の算式で計算した金額について、その者の所得税・住民税から所得控除・税額控除を受けることができます。つまり、ふるさと納税は個人住民税の寄付金制度が拡充されたものです。また、寄付の受け入れや具体的な手順については、各地方自治体が条例などで指定する場合があります。つまり、「ふるさと納税」と言いますが、厳密には「寄付」です。寄付をすることにより、その寄付を行った地方公共団体へ納税をしたのと同等の結果となります。

■ 税金のメリット

所得税では、寄付した金額は所得控除となり、 $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{総合課税の所得税率の金額}$ に相当

する所得税が減額されます。ただし寄付金額は総所得金額等の40%を限度とします。住民税では寄付した金額は税額控除となり、「基本控除額」+「特例控除額」に相当する住民税が減額されます。ただし寄付金額は総所得金額等の30%を限度とします。なお、「基本控除額」は(寄付金額-2,000円)×住民税の税率(10%)となり、「特例控除額」は(寄付金額-2,000円)×(90%-総合課税の所得税率)となります。例えば4万円の寄附をした場合、所得税からの還付、住民税からの控除額を合計すると3万8千円になる場合もあります。しかし、寄附をする人の収入や家族構成に応じて還付・控除額は変わりますのでご注意ください。

■ふるさと納税の特典

寄付を受けた地方公共団体のうち、寄付者に対して返礼品としてその地方の特産品をプレゼントしているところが多くあります。これが、現在、ふるさと納税がクローズアップされている要因となっております。また、ふるさと納税制度は、複数の地方公共団体に寄付することもできるので、複数の地方公共団体へ寄付をして複数の地方公共団体から御礼の特産品をもらうことも可能です。また、各地方自治体が条例などでふるさと納税の使い道を指定されている場合もあり、寄付者が賛同する政策、例えば、自然保護、医療・福祉、環境・景観保護等への寄付も可能です。

■ふるさと納税を考える

ふるさと納税の隠れた特典である返礼品はかなり高級な特産品も含まれており、そこばかりが、クローズアップされており、返礼品競争とも言える加熱している状況で、自分が応援する地方自治体に寄付するという「ふるさと納税」の本来の趣旨から逸脱しているという批判もあります。寄付者としては、応援する地方自治体や賛同する政策に寄付ができ、返礼品ももらえるという嬉しい制度ではありますが、現在のふるさと納税ブームは税の基本的な考え方と地方公共団体を応援するというふるさと納税の基本概念から逸脱しつつあるとも言える状況ではないでしょうか？この機会に再度、本来の趣旨を振り返りたいものです。



経済産業省情報コーナー

■ 日本工業規格（JIS規格）の制定・改訂について

経済産業省から1月20日にJIS規格5件の制定及び12件の改正が公表されました。中でも、「光学及びフォトリソグラフィ用光学コーティングに関するJIS規格の制定は特に重要です。国際規格（ISO）と整合させることで、国際的な評価方法を用いて日本の光学コーティング技術の高さを世界にアピールすることが可能となり、海外ユーザーからの信頼が増し、海外企業との取引や海外生産が容易となることが期待されます。



厚生労働省情報コーナー

■ アフターケア制度について

アフターケア制度は、仕事上のケガの再発や後遺障害に伴う新たな病気の発症を防ぐ目的で制定されました。所属事業場を管轄する都道府県労働局に申請が認められると、アフターケア健康管理手帳が交付され、労働保険指定医療機関で、要領で定めた範囲内で診察、検査等を無料で受けられます。対象となるケガや病気は、せき髄損傷など20種類あり、一定の障害等級などを対象者の要件としています。



今月のブックマーク

医療保険医療費データベースをご存じでしょうか。医療保険医療費データベースとは、医療費の動向を迅速に把握することを目的とし、厚生労働省が作成したものです。社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会で処理される診療報酬等の計数（点数、費用額、件数及び日数）を集計し、報酬の点数を10倍して、医療費として評価しています。ご関心ある方はチェックしてみてください。

「医療保険医療費データベース」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken14/in>

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成27年4月21日（火） 受付 午後4時20分より
内 容： 開催・挨拶 午後5時00分より
第一部 研究部会・研修会 午後5時20分より



テーマ「日本経済ダメ論の嘘！日本経済の強さ」

講演：三橋 貴明 氏（経世論研究所長）

単行本執筆多数。雑誌への連載、各種メディアへの出演等に活躍中

第二部 情報交換懇親会 午後7時より（8時30分終了予定）
御堂筋 本町
会 場： ヴィアーレ大阪 4F ヴィアーレ・ホール（御堂筋線本町駅1号出口を3分）
参加費： 5,000円

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 . . . T&FG group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐